

2009年5月25日 全3頁

米国、キャピタル・ゲイン、配当の

軽減税率の恒久化

制度調査部
鳥毛 拓馬

高所得者については増税

[要約]

- 2009年5月11日、米国財務省は2010会計年度(2009年10月~10年9月)の予算教書(General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2010 Revenue Proposals)を公表した。
- この中で、2010年までの時限措置となっているキャピタル・ゲイン、配当に対する軽減税率の適用について、恒久化する提案が行われている。
- ただし、夫婦合算申告で250,000ドル(約2,400万円)、単身者で200,000ドル(約1,900万円)以上の収入があるいわゆる高所得者(富裕層)の受取配当とキャピタル・ゲインについては、20%税率で税金を課す提案がされている。

1. はじめに

○2009年5月11日、米国財務省は2010会計年度(2009年10月~10年9月)の予算教書(General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2010 Revenue Proposals)を公表した。

○この中で、2010年までの時限措置となっているキャピタル・ゲイン、配当に対する軽減税率の適用について、恒久化する提案が行われている。

○ただし、夫婦合算申告で250,000ドル(約2,400万円)、単身者で200,000ドル(約1,900万円)以上の収入があるいわゆる高所得者の受取配当とキャピタル・ゲインについては、20%の税率で税金を課す提案がされている。

○以下では、米国のキャピタル・ゲイン及び配当に対する課税制度及び今回公表された内容について概説する。

2. 米国のキャピタル・ゲイン課税及び配当課税

○米国のキャピタル・ゲイン及び配当に対する課税は、2段階課税(連邦税)である。

○2段階課税は総合課税の一類型であるが、実質的には15%比例税率である。

○すなわち、給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインのうち、単身者の場合は、32,550 ドル(約 312 万円)以下の区分に対応する部分には 0%、32,550 ドル超の区分に対応する部分には 15%の税率が適用される¹。一方、夫婦合算申告の場合は、65,100 ドル(約 624 万円)以下の区分に対応する部分には 0%、65,100 ドル超の区分に対応する部分には 15%の税率が適用される。

○ただし、これらの措置は、2010 年までの時限措置であり、2011 年からは、配当に対しては、最高 39.6%、譲渡益に対しては、最高 20%の税率で税金が課される予定であった。

3. 予算教書の公表

○今般の予算教書では、上記のように 2010 年までの時限措置となっているキャピタル・ゲイン、配当に対する軽減税率の適用について、恒久化する提案が行われている。

○ただし、夫婦合算申告で 250,000 ドル(約 2,400 万円)、単身者で 200,000 ドル(約 1,900 万円)以上の収入があるいわゆる高所得者(富裕層)の受取配当とキャピタル・ゲインについては、20%の税率で税金を課す提案がされている。

○また、合わせて 5 年超保有資産からのゲインに対する軽減税率の廃止も提案されている。

●予算教書による歳入減の推計

(単位：百万ドル)

年度	配当軽減税率の恒久化	キャピタル・ゲイン軽減税率の恒久化	高所得者に対するキャピタル・ゲイン増税	合計
2009	316	0	-182	134
2010	-5458	-1,958	600	-6816
2011	-27801	-8,863	6,641	-30023
2012	-6568	-3,016	3,672	-5912
2013	-18264	-5,777	7,412	-16629
2014	-30886	-9,063	12,060	-27889
2015	-38127	-11,054	14,832	-34349
2016	-39573	-12,106	15,970	-35709
2017	-41116	-13,349	17,495	-36970
2018	-42716	-14,164	18,873	-38007
2019	-44449	-14,743	20,235	-38957
2010-2014	-88977	-28,677	30,385	-87269
2010-2019	-294958	-94,093	117,790	-271261

(出所) 米国財務省

¹ 州・地方政府税は税率等が各々異なる。

-
- 今般の提案に関しては、(富裕層に対する)「キャピタル・ゲイン課税強化は株式市場の低迷長期化につながる。」(2009年5月19日付日本経済新聞朝刊)との意見もあるので、実際に提案内容が実現するかどうかは今後の議論に拠ることになる。

 - なお、わが国のキャピタル・ゲイン及び配当に対する課税は、平成21年度税制改正により、平成21から平成23年までは10%(配当については申告分離課税を選択した場合)であるが、平成24年以降は20%の税率になる予定となっている。